第9章　障がいのある子のために

（担当:役場　町民課　社会福祉係　TEL73－1038）

障がい者のための手帳

各種手帳の交付を希望する場合、役場で申請手続きが必要となります。

①　身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。

＜手続きに必要なもの＞

●医師の診断書　●印鑑　●写真（縦4cm×横3cm）
●マイナンバーカード等

②　療育手帳

知的に障がいがあると児童相談所などで判断された方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。

＜手続きに必要なもの＞

●印鑑　●写真（縦4cm×横3cm）　●マイナンバーカード等

③　精神障害者保健福祉手帳

精神及び発達に障がいのある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。

＜手続きに必要なもの＞

●医師の診断書若しくは年金証書　●印鑑　●写真（縦4cm×横3cm）
●マイナンバーカード等

（担当:役場　町民課　社会福祉係TEL73－1038 、子ども係　TEL73－1036）

各種手当等

①　障害児福祉手当　（社会福祉係）

身体又は精神に重度の障がいを持ち、日常の在宅生活で介護を必要とする、20歳未満の方に支給されます。

＜手続きに必要なもの＞

●身体障害者手帳、療育手帳（なくても申請できます）
●所定の認定請求書
●診断書
（※障がいの程度で、診断書の提出を省略できる場合があります。）
●マイナンバーカード等　●本人名義の振込先預金通帳　●印鑑

各種手当等（続き）

② 特別児童扶養手当 （子ども係）

身体や知的に障がいのある20歳未満の子の保護者に対して支給されます。それぞれの要件を満たしていれば、児童扶養手当と併せて受給できる場合もあります。

＜手続きに必要なもの＞
●身体障害者手帳、療育手帳（なくても申請できます）
●所定の認定請求書
●診断書
（※障がいの程度で、診断書の提出を省略できる場合があります。）
●戸籍謄本　●認定請求者の振込先口座申出書及び振込先預金通帳
●印鑑　●マイナンバーカード等

③ 特別障害者手当 （社会福祉係）

精神や身体に重度の障がいを持ち、在宅生活をしている方の精神的負担、経済的負担を軽減する目的で支給されます。

＜手続きに必要なもの＞
●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
●特別障害者手当認定請求書
●所得現況届　●本人の振込先預金通帳　●印鑑

④心身障害者扶養共済制度

この制度は、障がいのある方を扶養している保護者の方が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万が一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

手続きについてのお問合せは、役場社会福祉係もしくは北海道障がい者保健福祉課へご相談ください。

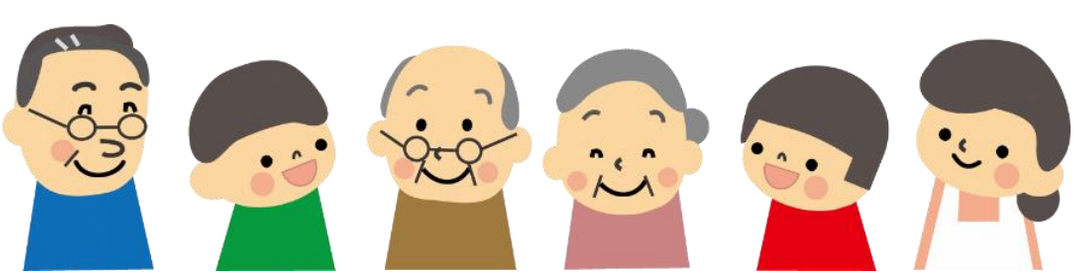

（担当:役場　町民課　社会福祉係　℡73－1038）

子ども早期療育通園等支援事業

子どもの療育等を目的に通園または通院している児童等に対し、通園または通院に要した費用の一部を助成します。

＜対象者＞

療育等のために通園または通院する下記該当児童の保護者

●障害児通所受給者証
●障害者手帳（身体・療育・精神）
●特別児童扶養手当受給証明書　等

＜対象期間＞

●障害福祉サービス事業所（障害者総合支援法・児童福祉法）
●医療機関（発達や障害等に関連する定期的な受診のみ対象）

＜対象経費＞

●公共交通機関利用…交通費
●自家用車利用　　…燃料費
●宿泊施設利用　　…宿泊費（片道150km未満は除く）

障がい児通所支援

①　児童発達支援

通所利用の未就学の児童が利用し、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流を促進します。

②　医療型児童発達支援

通所利用の上肢、下肢または体幹機能に障がい（肢体不自由）のある児童が利用し、児童発達支援及び治療を行います。

③　放課後等デイサービス

学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

④　保育所等訪問支援

今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

福祉灯油の支給

豊富町では、ひとり親世帯、障害年金受給者がいる世帯、65歳以上の高齢者世帯で、世帯全員が非課税の世帯に、150㍑の給油券等を配布しています。

＜手続きに必要なもの＞

●世帯の代表者印鑑（代理申請の場合：代理の方の印鑑）
●児童扶養手当証書（ひとり親世帯）
●障害年金年金証書（障がい者世帯）

（担当：役場　保健推進課　保険給付係　TEL73－1340）

重度心身障害者医療費の助成

身体障害者手帳（総合判定1級・2級、または個別障がいで3級の内臓障害のみ）や療育手帳（A判定）が交付されている方などの健康の保持を図るため、医療費の一部を助成します。（※所得の制限があります。）

＜手続きに必要なもの＞
- ●※健康保険証
- ●印鑑
- ●身体障害者手帳 ／ 療育手帳 ／ 精神障害者保健福祉手帳 ／ 医師の診断書
- ●マイナンバーを確認できる書類
- ●転入された方は、所得と課税状況を証明する書類

（担当：役場　町民課　社会福祉係　TEL73－1038）

自立支援医療制度

＜更生医療＞

身体障害者（18歳以上）で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって、確実に効果が期待できる方に対して提供されます。

＜育成医療＞

児童福祉法に規定する障がい児（18歳未満）で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって、確実に効果が期待できる方に対して提供されます。

＜手続きに必要なもの＞
- ●自立支援医療支給認定申請書
- ●自立支援医療の医師の意見書
- ●身体障害者手帳（交付されている方のみ）
- ●※健康保険証
- ●印鑑
- ●課税所得証明書
- ●特定疾病療養受領証（交付されている方のみ）

＜精神通院医療＞

精神疾患（てんかん含む）で、通院による精神医療を継続的に要する症状にある方に対して、その通院医療に係る自立支援医療費の自己負担分を軽減するものです。

＜手続きに必要なもの＞
- ●自立支援医療支給認定申請書
- ●通院医療費公費負担患者票
- ●医師の診断書
- ●※健康保険証
- ●印鑑
- ●町民税の課税・非課税が確認できるもの
- ●マイナンバーを確認できる書類